

(案)

準天頂衛星に関するプロジェクトチームの設置について

〔平成 22 年 8 月 27 日
宇宙開発戦略本部長決定〕

1. 準天頂衛星2号機以降の開発への移行に関する方針等、準天頂衛星の開発及び利用に関する重要事項の検討を行うため、宇宙開発戦略本部に、準天頂衛星に関するプロジェクトチーム(以下、「プロジェクトチーム」という)を置く。
2. プロジェクトチームの構成員は、次のとおりとする。

座長	内閣府大臣政務官(宇宙開発担当)
委員	内閣府大臣政務官(防災担当)
	総務大臣政務官
	文部科学大臣政務官
	農林水産大臣政務官
	経済産業大臣政務官
	国土交通大臣政務官
	防衛大臣政務官
	警察庁次長
3. 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の大臣政務官の出席を求めることができる。
4. 座長は、必要があると認めるときは、委員のうちから座長代理を指名することができる。
5. 座長は、必要があると認めるときは、参考人を招いて意見を聞くことができる。
6. プロジェクトチームに幹事を置く。幹事は、座長並びに総務省、文部科学省、経済産業省及び国土交通省の大臣政務官とする。
7. 前各項に掲げるもののほか、プロジェクトチームの運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。